



令和6年4月11日  
自動車技術安全部

## 令和6年能登半島地震による被災自動車の 永久抹消登録等の出張受付について

北陸信越運輸局では、令和6年能登半島地震において被災した自動車の永久抹消登録及び自動車重量税特例還付申請について、この度、輪島市において、下記のとおり出張受付を行いますのでお知らせします。

なお、当日は新たに登録する車両や廃車する車両についての手続きに関しての相談も行ってまいりますので、お気軽にご利用ください。

### 記

- 日 時 令和6年4月20日(土) 12:30～15:30
- 場 所 JAのと輪島支店 2階会議室 (輪島市河井町23-1-42)

### ※総務省石川行政評価事務所が開設する「輪島市災害合同相談所」と同時開催

- ・被災を受けた登録自動車の永久抹消登録手続きについては、別紙のとおり特例措置を講じています。
- ・永久抹消登録・自動車重量税特例還付申請以外の手続き(代替車両の新規登録等)については、今回の出張受付の対象とはなりません。
- ・所有者が自動車ディーラーやローン会社になっている車両については、所有権解除をしてから永久抹消をする必要があります。完済していても、所有者を変える手続きが取られていない方が多く見られますので、事前に所有者である会社にご連絡し書類を取り寄せて頂けますようお願いいたします。
- ・軽自動車についても同様の出張受付を行います。詳しくは軽自動車検査協会ホームページの「重要なお知らせ」をご覧ください。

URL: <https://www.keikenkyo.or.jp/>

お問い合わせ  
北陸信越運輸局自動車技術安全部 管理課  
渡邊、小松  
TEL : 025-285-9155

## ○自動車の登録に関する特例措置

令和6年能登半島地震による被害状況に鑑み、自動車登録関係事務手続については、次のような特例措置を講じています。

### (1) 自動車登録申請に係る書類の有効期間の延長

(国土交通省告示第12号及び通達「運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて(令和6年1月11日付国自情第276号による))

**対象地域：石川県・富山県・新潟県・福井県 各県全域**

印鑑登録証明書	令和6年1月4日～6月29日までに発行後3ヶ月の期間が満了するもの	<b>令和6年6月30日まで有効</b>  <b>※令和6年6月30日は閉庁日のため、民法の適用により、令和6年7月1日まで有効</b>
使用者の住所を証する書面 ・住民票 ・登録事項等証明書 等		
自動車保管場所証明書	令和6年1月4日～6月29日までに発行後1ヶ月の期間が満了するもの	
希望番号予約済証		

### (2) 抹消登録手続き (今回の地震により滅失し又は使用不能となった自動車の登録を抹消する際の手続)

**対象地域：令和6年能登半島地震 災害救助法適用地域及び被災者生活再建支援法の該当地域**

(対象地域は随時変更となるので、内閣府HP 防災情報のページでご確認ください。)

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya\\_jyoukyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya_jyoukyou.html)

このような場合…	特例措置
<ul style="list-style-type: none"> <li>車のナンバー、車台番号を正確に覚えていない。</li> </ul>	車のナンバーや車台番号のいずれかがわかり、車両を特定できれば抹消登録申請ができます。 ※登録番号が部分的にしかわからないなどの際は、別途ご相談ください。
<ul style="list-style-type: none"> <li>地震の際に印鑑登録証明書発行カードを紛失した。</li> <li>地震の際に実印を滅失した。</li> </ul>	免許証、マイナンバーカード等、所有者本人を確認できる書面の提示・署名をもって、印鑑登録証明書の提出・押印にかえることができます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>原因を証する書面(罹災証明書、被災証明書)の入手が困難である。</li> <li>自動車が滅失したことをどのように証明すればよいかわからない。</li> </ul>	被災した旨の、申請者の申立書があれば、公的な証明書は不要ですが、申立書の記載をお願いします。(申立書の様式は窓口に用意しております)

※自動車重量税の還付について

被災者生活再建支援法が適用される区域において被災した自動車が対象となります。

詳しくは国税庁へお問い合わせください。

## 【必要書類】

### 【登録自動車】被災自動車の「永久抹消登録」申請の際に提出する書類等

- 抹消登録申請書（当日、受付に準備します）
  - （既に一時抹消登録をしている場合は、解体等届出書（抹消登録申請書と同一様式）
- 自動車検査証（車検証）
- 自動車検査証に記載されている所有者の印鑑登録証明書・実印
- ナンバープレート前後2枚
- 被災したことの証明に必要な書類
  - ・市町が発行する罹災証明書
- 自動車検査証上の所有者がお亡くなりになっている場合
  - ・戸籍謄本（所有者がお亡くなりになったこと及び所有者との関係が分かるもの）
- 既に一時抹消登録している場合
  - ・登録識別情報等通知書
- 代理申請をする場合
  - ・代理申請に係る委任状

### 【申請に必要な書類や情報がない場合】

- 自動車検査証を紛失
  - ・申請者からの情報、納税証明書等により自動車登録番号または車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば申請を受け付けています。
- 印鑑登録証明書が取得困難、実印を紛失
  - ・次の書面の提出及び提示をもって代えることができます。
  - ①所有者本人からの申請の場合
    - 所有者の署名及び本人確認書面（免許証等の身分証明書）
  - ②代理人による申請の場合
    - 所有者が署名した委任状及び所有者の本人確認書面の写し並びに代理人の本人確認書面（免許証等の身分証明書）
- 罹災証明書の入手が困難
  - ・申請人の申立書（当日、受付に準備します）をもって罹災証明書に代えることができます。
  - なお、被災地域以外において登録されている自動車に係る申請については、震災時に当該地域に所在していたことが分かる具体的な記載が必要となります。
- ナンバープレートの紛失等
  - ・自動車が被災しナンバープレートを回収できない場合は、返納を要しません。

被災自動車の「自動車重量税還付」申請の際に提出する書類等

(還付対象自動車は、車検残存期間が1ヶ月以上あるものが還付対象です。車検の残り期間に応じて還付されます。)

- 被災自動車に係る自動車重量税の特例還付申請書（当日、受付に準備します）
- 車検証上の所有者がお亡くなりになっている場合
  - ・戸籍謄本（所有者がお亡くなりになったこと及び所有者との関係がわかるもの）
- 代理申請や代理受領をする場合
  - ・代理申請・代理受領に係る委任状

以上



総務省

# 輪島市

相談無料  
秘密厳守

## 災害合同相談所

能登半島地震で被災された方からの  
ご相談を専門家がお受けします！

日時

4月13日(土)

20日(土)

12:30~15:30

※予約不要。混雑時は開始時間前に整理券を配布



MAP

JAのと輪島支店

場所

JAのと輪島支店

2階 会議室

(輪島市河井町23-1-42)

被災車の永久抹消登録の  
出張受付あり

相談員

運輸局・軽自動車検査協会※

住宅金融支援機構 弁護士 司法書士※

行政書士 建築士 行政相談委員 行政評価局

※13日のみ ※20日のみ

このようなお困りごとなどはありませんか？

- 住宅を修理すべきか、解体すべきか迷っている
- 隣家が倒壊して自宅に被害を受けたがどうしたらいいか
- 利用できる支援制度について教えてほしい

行政相談マスコット  
キクーン



裏面も  
ご覧ください

お問い合わせ

▼ 総務省 石川行政評価事務所

☎076-222-5232 (受付時間：平日 8時30分~17時15分)

石川県・輪島市・総務省石川行政評価事務所

# 各専門家がご相談に応じます！

相談事例の一部を紹介しています。記載以外の相談も幅広く受け付けています。

We receive your inquiry, complaint, opinion or request regarding a wide range of administrative affairs, including the procedure for obtaining Japanese nationality, filing a lawsuit and so on.



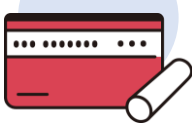
- ・被災したが、何から始めていいのかわからない
- ・被災した車に関する手続きについて教えてほしい
- ・地震により隣家に損害を与えたがどうしたらいいのかわからない
- ・被災証明書など役所の提出書類の書き方を知りたい

住まい



- ・公費解体のために所有者の同意がとれず困っている
- ・倒壊した住宅の登記や相続手続きを知りたい
- ・被災した住宅の修理方法について教えてほしい

お金



- ・住宅ローンの免除や減額について相談したい
- ・住宅の建設、購入や補修の融資について相談したい
- ・くらしや住宅に関する支援金について知りたい

## ご来場に当たってのご案内

先着順でご案内しますので、直接会場へお越しください。  
相談時間は原則30分、混雑時は短縮する場合があります。

お車でお越しの方は、会場併設の駐車場をご利用ください。

各相談において、より詳しいご案内ができるよう、**参考資料**  
(**家屋の写真**、本人確認書類(**運転免許証**等)、自動車登録番号(**ナンバー**)  
または、**車台番号**がわかるもの等)がある場合は、ご持参ください。

発熱等の症状がある場合には、来場をお控えください。  
感染症の状況等により、相談会を中止する場合があります。

当日は多言語翻訳アプリを用意しています。

We are equipped with Multilingual Translating Application for your counseling.

～ 相談会へお越しになれない方へ ～

総務省では、被災された方のための**災害専用フリーダイヤル**も開設しています。

 **0120-776-110** (受付時間：8時30分～17時15分)

